

(記載例)

網掛け部分は注意事項

令和9年3月15日

(派遣元)

近畿スタッフ株式会社 御中

(派遣先)

株式会社厚労商事 関西支社

支社長 △△ △△

延長後の派遣可能期間の制限(事業所単位の期間制限)に抵触する日の通知

労働者派遣法第40条の2第7項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限(事業所単位の期間制限)に抵触することとなる最初の日(以下「抵触日」という。)を通知します。

記

1. 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社 厚労商事 関西支社

大阪府中央区大手前●—●—●

2. 上記事業所の延長後の抵触日

令和12年4月1日